

◎ 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

(平成二二年一二月三日法律第六七号)

一、提案理由(平成二二年五月二六日・衆議院農林水産委員会)

○赤松国務大臣 農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

我が国の農林漁業、農山漁村をめぐる状況を見ますと、農林水産物価格の低迷等により、農林漁業所得が大きく減少し、農山漁村の活力が低下する中で、農林漁業と、二次産業・三次産業との融合を図り、農林水産物を始め、農山漁村に豊富に存在するバイオマス、小水力等の資源を有効に活用して、新たな付加価値を生み出す農山漁村の六次産業化を強力に推進することが喫緊の課題となつております。

このため、政府において、農山漁村における六次産業化を総合的に推進するための第一歩として、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業の持続的発展と農山漁村の活性化を図ることを目的として、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして、御説明申し上げます。

第一に、農林漁業者等による農林漁業及び関連事業の総合化は、農林漁業者の所得の確保を通じて地域経済に活力をもたらすとともに、エネルギー源としての利用など農林水産物等の新たな需要の開拓等により地球温暖化の防止に寄与することが期待されるものであることにかんがみ、農林漁業の六次産業化を促進するため、農林漁業者等が農林水産物等及び農山漁村に存在する資源を有効に活用して主体的に行う取り組みに対しても国が集中的かつ効率的に支援を行うことを旨として、その促進が図られなければならないとの基本理念を規定することとしております。

第二に、農林水産大臣は、農山漁村における六次産業化の推進に関する基本的な事項、農林漁業及び関連事業の総合化の促進の意義及び基本的な方向を明らかにした基本方針を定めるこ

第三に、農林漁業者等が、必要に応じて他事業の事業者の支援を受けつつ、農林水産物やバイオマスを利用した生産とその加工または販売に一体的に取り組む計画を作成し、農林水産大臣の認定を受けることができるとしております。また、民間事業者等が地域に存在する土地、水等の資源を有効に活用した発電の事業等、農林漁業及び関連事業の総合化に資する研究開発及びその成果の利用を促進するための計画を作成し、主務大臣の認定を受けることができるとしております。

第四に、農林水産大臣または主務大臣の認定を受けた計画に基づく取り組みを進めるため、無利子の農業改良資金の貸付け、農地転用に関する許可、野菜の契約取引に関する交付金の交付、品種登録に係る出願料等に関する法律の特例措置を講ずることとしております。

第五に、農林漁業及び関連事業の総合化とあわせて、農山漁村に存在する資源を有効活用した新事業の創出等が、農山漁村の六次産業化を推進し、農山漁村における雇用機会の創出等の農山漁村の活性化に資する経済的、社会的効果を及ぼすことにかんがみ、国は、関係省庁相互間の連携を図りつつ、本法に基づく措置及びこれと別に講ぜられる農山漁村の活性化に資する措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めることとしております。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用
促進に関する法律

第六に、国は、この法律に基づく認定を受けた総合化事業及び研究開発・成果利用事業の実施に必要な制度資金や予算の確保に努めることにより、農林漁業者等による農林水産物等の加工・販売、バイオマスや自然エネルギーの利活用、人材育成等の取り組みを支援することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

二、衆議院農林水産委員長報告

(平成二二年一一月一六日)

○山田正彦君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申しあげます。

本案は、農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進による農林漁業の持続的かつ健全な発展及び農山漁村の活性化を図るため、基本方針の策定並びに総合化事業計画及び研究開発・成果利用事業計画の認定について定め、これらの計画に基づく事業の実施についての支援措置を講じようとするものであります。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用 促進に関する法律

四二一

本案は、第百七十四回国会に提出され、五月二十日本会議において趣旨説明及び質疑が行われ、同日本委員会に付託され、五月二十六日提案理由の説明を聴取し、以後、継続審査となつていたものであります。

今国会におきまして、本日、質疑を行い、質疑終局後、本案に対し、民主党・無所属クラブ、自由民主党・無所属の会、公明党及び社会民主党・市民連合の四会派共同提案により、法律の題名を、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に改めること、制定の理由を明らかにする前文を加えること、目的規定を見直すこと、六次産業化に係る規定を見直すこと、地域の農林水産物の利用の促進に関する規定を追加すること等の修正案が提出されました。趣旨の説明を聴取した後、採決を行った結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも全会一致をもって可決され、本案は修正議決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由(平成二三年一月一六日)

○宮腰委員 ただいま議題となりました修正案につきまして、提出者を代表して、その趣旨を御説明申し上げます。

第一に、法律の題名を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律とするものであります。

第二に、制定の理念を宣言するため、前文を加えることとしております。

第三に、法律の目的を「農林漁業の振興を図る上で農林漁業

我が国の農林漁業及び農山漁村は内外のさまざまな問題に直面しております、農林水産物価格の低迷等による所得の減少、高齢化や過疎化の進展等により農山漁村の活力が著しく低下している中、農林漁業の振興を図る上で、農林漁業経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であります。

このため、一次産業と二次産業、三次産業の総合的かつ一體的な推進を図り、地域資源を活用した、新たな付加価値を生み出す六次産業化の取り組みと、地域の農林水産物の利用を促進することによる国産の農林水産物の消費を拡大する地産地消等の取り組みとを総合的に推進することが、農林漁業の持続的かつ健全な発展、農山漁村の活力の再生、消費者の利益の増進、食料自給率の向上等に重要な役割を担い、さらには、こうした

取り組みが環境への負荷の低減に寄与することが大いに期待されるものと考え、本修正案を提出するものであります。

以下、その内容を申し上げます。

経営の改善及び国産の農林水産物の消費の拡大が重要であることにかんがみ、農林水産物等及び農山漁村に存在する土地、水

その他の資源を有効に活用した農林漁業者等による事業の多角化及び高度化、新たな事業の創出等に関する施策並びに地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進することにより、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るとともに、食料自給率の向上及び環境への負荷の少ない社会の構築に寄与すること」としておられます。

第四に、「農林漁業の六次産業化」の文言を「地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等」に改めることとしております。

第五に、「地域の農林水産物の利用の促進」について、定義、基本理念、国及び地方公共団体の責務等、財政上の措置等、基本方針、都道府県及び市町村の促進計画及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策の規定を追加することとしております。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用
促進に関する法律

三、参議院農林水産委員長報告

(平成二二二年一一月二二六日)

○主演了君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業等の振興、農山漁村その他の地域の活性化及び消費者の利益の増進を図るため、地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等に関する施策及び地域の農林水産物の利用の促進に関する施策を総合的に推進するための措置を講じようとするものであります。

なお、衆議院において、法律の題名を地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律と変更するほか、前文の追加、目的の見直し、六次産業化に係る定義規定の見直し、地域の農林水産物の利用の促進に関する規定の追加等を主な内容とする修正が行われました。

委員会におきましては、政府及び衆議院の修正案提出者に対して、六次産業化による農山漁村の将来像、本法律案と農商工連携促進法等の関連法令との関係及び相違、衆議院における本法律の修正の趣旨、六次産業化による農林漁業者の所得向上への効果、六次産業化を進めるに当たって、普及指導員の活用な

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律

ど充実した相談、支援体制の必要性等について質疑が行われました
したが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。
以上、御報告申し上げます。

(注) 法律第六七号は、当初「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」として提出されたが、衆議院で題名が修正された。